

社会福祉法人湘南広域社会福祉協会

令和6年度事業計画

1 基本方針

新型コロナウイルスの5類への移行に伴い、社会では徐々にコロナ以前の生活に戻りつつありますが、高齢者にとっては依然大きなリスクとなっています。施設としては引き続き感染防止対策に努め、国・県などの通達、指導に基づき、社会情勢を見ながら適切に対応します。

感染拡大防止対策を継続しながら、縮小していた行事の拡大、地域との交流再開を目指し、利用者に寄り添い適切に対応していきます。

老人福祉法の基本的理念を踏まえて湘風園の経営を行います。養護老人ホーム湘風園の生活信条を実践し、利用者の心身の健康保持、生活の安定のため必要な措置を講じ、利用者が生きがいを持って生活できることを目的に、個人の尊厳を保持し、人権を擁護し、快適な生活環境を維持した施設運営を行います。

また、介護保険法の目的に基づき、加齢に伴い疾病等により要介護状態となった利用者に、その人にあった日常生活を営むことができるよう必要な介護保険サービスを提供します。

さらに、地域に開かれた施設として、法令を遵守し、地域交流を推進し、地域福祉サービスの質の向上を図るとともに、ホームページ等を通じて計算書類等の公開を行い、事業経営の透明性を図り、地域から信頼された親しまれる施設となるよう努めます。

2 運営管理

基本方針に基づき、施設の事業経営の重要性、役割、責務を認識し、適正な職員体制・組織体制を確保して、神奈川県高齢者福祉施設協議会等へ参加し社会動向の変化

や法律・制度の改正等に適切に対応できるよう努めます。

施設の生活信条に基づき、利用者の生活の質の向上を目的とした会議・委員会を定期的に開催します。

今年度も物価の高騰により水道光熱費や食料・日用品の購入に大きな影響が出ています。支出項目を大きく見直し、限られた収入から支出を極力抑えた予算編成といたしました。利用者数減少や物価高騰にて厳しい経営環境のなか、措置施設という特性から難しい側面もありますが、柔軟な利用者の受入れ体制の強化、支出の縮減など、引き続き経営改善に取り組んでいきます。

経営状況を常に把握して収支のバランスを安定させ、利用者が施設内で生きがいをもって楽しみながら生活を送れるよう努めます。また、引続き経費の見直しを進め効率的かつ適正な施設運営管理を行います。

収入の確保策として、空床を利用した居住に課題を抱えている高齢者の契約入所の受け入れにより収入を確保するため、地域や関係機関への周知活動を行っていきます。

本館建替については、引き続き建替検討委員会を開催し、昨年度選定した設計者からの支援を受けながら実施設計を進めてまいります。

利用者が安心・安全な施設生活を送ることができるよう「危険に気付く」目を持ち、リスク発生に対し、効率的・効果的に処理や対策が取れるよう、職員間での情報の共有、周知徹底を図ります。

介護報酬や措置費による処遇改善加算により職員及び臨時職員の処遇改善に取り組むとともに、利用者へのサービスの向上と介護技術のスキルアップを図ります。

キャリアパス要件である、職員及び臨時職員の研修を充実させるため、施設内外の研修会に参加させ、利用者に信頼される職員の育成に努め、質の高いサービスを提供できるよう、職員の専門性の向上を図ります。

また、職員及び臨時職員の健康管理については、全員の定期健康診断、インフルエンザ予防接種等を実施し、健康の維持管理に努めます。

昨年度に引き続き、職員の心の健康づくり計画の活動方針に基づき、職員にストレスチェックの機会を提供し、外部資源も活用しながらメンタルヘルスのセルフケアを推進します。

また、職員の安全衛生環境づくりに基づく出勤職員の毎朝のラジオ体操への参加を実施し、職員の事故防止に努めます。

令和4年度に制定した職員育児・介護休業等に関する規則に基づき、引き続き職員の仕事と育児・介護の両立支援に努めます。

3 生活支援方針

利用者の高齢化が進むのに伴い、複数の疾病を持つ慢性疾患の療養看護を要する利用者が増加するなか、個人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・食生活・一般生活について、次の方針に基づき個別支援計画により利用者の支援を行います。

(1) 医療

生活支援の中で大切なことは、健康の維持・増進のほか、適切な観察による疾病予防にあります。利用者一人ひとりに対し、適切な医療対応を図るなど健康管理の充実に努めます。また、救急対応時に迅速かつ適切に職員が対応できるよう、日常において、利用者が怪我を負った際に身近な物を利用しての処置対応が出来る訓練を全職員に行うとともに、年3回の救急シュミレーションにて、胸骨圧迫とAED訓練を実施し、利用者の安心・安全な生活を維持する事に努めます。

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針に沿って基本的な考え方の実践に努めます。定期的に委員会を開催し、感染マニュアルの見直し、平常時・発生時の迅速な対応に努め、職員内部研修計画に基づき、年に2回の研修及び新規採用職員への研修を行い職員教育を進めます。

(ア) 春季健康診断、秋季健康診断、随時健康診断にて病気の早期発見・早期治療・重度化予防に努めます。

(イ) 温度・湿度の上昇にともなう、水分不足及び直射日光による熱射病、熱中症予防に努めます。

(ウ) 新型コロナウイルス、インフルエンザ予防接種及びマスクの着用・うがい・手洗い・手指の消毒の励行に努めます。施設において新型コロナウイルス感染拡大が発生した場合は、養護老人ホーム湘風園業務継続計画（新型コロナウイルス感染症対策編）を発動させ、利用者及び職員の安全を確保し、安心した生活が継続できるよう努めます。

(エ) ノロウイルスをはじめ食中毒等の感染予防に努めます。その他感染症の予防について、疾病別の健康指導等保健衛生の正しい知識の啓発に努めます。

(2) 食生活

食事は、生命健康維持・増進及び生活習慣病の予防を図るうえで極めて重要です。特に、集団生活においては、利用者個々人の食の嗜好も異なるため、給食会議（利用者代表出席）、嗜好調査、残渣調査（毎食）を実施し、利用者の嗜好の状況を把握し希望する献立を導入し、残食を減らすよう努めます。

物価高騰による厳しい予算の中にあっても、毎日の食事がより楽しいものとなるよう、旬の食材を取り入れた食事の提供や、食べやすいよう調理方法を工夫し、食生活の充実を図ります。

(ア) 適時、調理方法等について関係職員と検討会議を開催し、利用者の健康状況、栄養状況、嗜好等を十分配慮した食事を提供します。

(イ) 季節、旬の食材を献立に盛り込み、適温給食を推進し、家庭的な料理を提供します。

(ウ) 衛生管理を徹底させ、ノロウイルスをはじめ食中毒等の予防、食品の安全管理について策定したマニュアルに沿った管理を実施します。

(エ) 利用者の咀嚼、嚥下機能もそれぞれ異なるため、その人に合った食事形態で提供できるよう努めます。

(3) 一般生活

利用者のニーズも一人ひとり異なり、その支援のあり方として個別対応という視点が求められています。そのため、その人に合った個別支援計画をたて、利用者の希望が実現することを目指し、必要な支援につなげます。また、利用者へより良い支援が提供できるよう、今年度も職員の接遇向上への取組みを継続します。

施設で生活をしていることを感じさせない環境づくりを念頭に、湘風園全体の課題を共有し、解決に向けて協議をしていきます。また、昨年度に新型コロナウイルスが5類に移行したものの、利用者の生活は5類移行以前と大きな変化はありません。生命を脅かすウイルスのため活動制限の緩和が難しい状況の中で、社会情勢を踏まえながら対応を検討し、利用者に生きがいや楽しみを持ってもらえるように喫茶店や居酒屋などの行事を開催し、利用者の笑顔が多く見られるように努め、日常生活の質の向上を目指します。また、利用者の方々が快適かつ安全に生活できるよう、老朽化した箇所の改装や装飾について年間計画に沿って居住環境検討会議で協議し、環境の改善に努めます。

利用者が快適に過ごせるようにリーダーが問題提起し、議題内容に合わせ、利用者や職員へヒアリングやアンケートの実施、改善へ向けた検討を行っていきます。

事故発生の防止のための指針に沿って事故発生を防止するため、年2回の事故防止に関する研修を通して、事故報告、ヒヤリハット報告の重要性を伝え、職員全体に事例の報告・周知を行い重大な事故に至らないよう努め、事故防止対策を徹底します。

身体拘束についても、策定した指針に沿って定期的に会議を開催して現状を確認し、利用者の状態や状況を考慮しながら、身体拘束ゼロになるように努めます。また、年2回身体拘束に関する研修を実施します。

虐待防止については、策定した指針に沿って定期的に会議を開催して、現状を確認し職員の更なる意識啓発を図ります。また、年2回虐待防止に関する研修を実施します。

(ア) アセスメントを行ない、個別支援目標を立て、利用者それぞれの希望が実現する事を目標に、必要な支援に努めます。(立案6月・見直し11月・評価3月)

(イ) 毎月ケア会議を開催し、利用者の日常生活の問題点・改善策・支援方法等を検討し、利用者のより良い生活環境の構築に努めます。

(ウ) 年に3回、利用者職員懇談会を行い、利用者とのコミュニケーションを図ります。(4月、10月、2月)

(エ) 訴えることの苦手な利用者や要支援・要介護の利用者が増える現状を踏まえ、日常生活から利用者の顔色、表情、行動等を確認する事で常に健康状態を把握し、利用者に関わる時間を積極的に作る事で信頼関係の更なる向上を目指します。また、季節に合った衣替えやリネン交換等の適切な対応に努めます。

(オ) 利用者の自主性を尊重し、毎日の体操を全館放送で行い、身体や精神的機能の維持・回復に努めます。

(カ) 一人ひとりの個性を尊重し、それぞれの趣味や要望に沿ったクラブ活動や教養講座を実施し、充実した生きがいのある日々が過ごせるよう努めます。

クラブ活動：器楽・コーラス、書道、手芸、

生花、カラオケ、ゲートボール

(キ) 利用者にとって家族との交流は何よりも大切であることから、家族へ本園行事の参加や面会を勧めるとともに、利用者にも日頃の連絡を促します。

利用者の身体等に変化のある時には、すみやかに親族等・後見人・措置機関に情報を伝え、必要な対応に努めます。また、親族・後見人等の面会時には近況を伝え、信頼関係の構築に努めます。

(ク) 社会復帰等を含め、利用者の身体状況、精神状況等を本人、身元引受人、措置機関、施設職員等で話し合いの場を設けて、その人に合った生活の場所の検討を行います。

(ケ) 利用者に関わる時間を意識的に設け、いつでも声を掛けやすい雰囲気・環境作り、信頼関係構築に努めます。

(コ) 年に1回利用者へ満足度アンケートを行ない、把握した問題・課題を解決させて、利用者の満足度向上に努めます。

(サ) 利用者からの話・相談・苦情等を第三者委員に聞いてもらい、委員からの助言をもとに取り組むべき内容に適切に対応します。

(シ) 利用者が第三者委員と安心して相談できる環境を整え、よりよい施設生活が送れるよう支援に努めます。

4 特定施設養護老人ホームの運営

利用者の状態を観察し、その人のニーズや問題点等を把握し、利用者の希望に沿った特定施設サービス計画を作成し、利用者の生活相談等を行い、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援を行います。

特定施設利用者数を確保できるように、利用者全体の動向を注視し、適切なサービス利用につなげられるよう努めます。

(1) 法律に基づく適正なサービス提供により、利用者が健康を保ち、一日でも長く自ら出来ることを維持しながら施設での生活を送ることができるよう支援(自立支援)してまいります。

(2) 訪問介護センターや支援員等との連携に努めるとともに、関係市町や家族等とも連携を図り、利用者一人ひとりに合ったサービスの提供に努めます。

(3) 月に一度開催のサービス担当者会議では、介護保険法に基づき、加齢に伴う疾病等により要介護状態となった利用者、その人にあつた日常生活を営むことができるよう必要な介護保険サービスの提供を調整します。

(4) 介護保険認定期間の管理を行い、申請手続き、区分変更申請の検討を行います。

(5) 月に一度、訪問介護センターとサービス検討会議（モニタリング）を実施し、サービスの評価と内容を検討します。

5 訪問介護センターの運営

特定施設養護老人ホーム湘風園から委託されたサービス計画に基づき、利用者の入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活の支援等を行います。

- (1) 法律に基づく適正なサービス提供により、利用者数を維持しながら、戦略的な事業運営に努めます。
- (2) サービス提供責任者は、利用者を訪問し利用者の意見を聞き、必要に応じて他職種との連携をとり、問題解決、改善に努めます。
- (3) サービスの質の向上、統一したサービス提供ができるよう、訪問介護計画書を作成し、個々に合ったサービスの見直しの実施を行い、訪問介護員が共有できるよう周知を図ります。
- (4) 利用者アンケートを年に一度実施し、改善点・要望等を把握し、訪問介護員と共有しサービスの質の向上に努めます。
- (5) 利用者の良い表情を引き出すような声掛け等を行い、生活意欲が増すように支援します。
- (6) サービス提供責任者は訪問介護員と年2回の面談を実施し、職員一人一人の特性や能力、心身の状態を把握するとともに希望を踏まえた業務管理を実施します。
- (7) 訪問介護員のスキルアップのため、毎月内部研修を行います。また、訪問介護員のチームワークを高めるため、適時、意見交流・情報交換会を開催します。
- (8) 月に一度、特定施設介護支援専門員とサービス検討会議を実施し、モニタリングを重視し、適切なサービスが行なわれているか常に評価していきます。
- (9) 感染予防を常に心がけ、感染対策を徹底します。
- (10) 事故発生を防止するため、事故・ヒヤリハット事例の要因、改善を検討し訪問介護員に周知して、事故防止対策を徹底します。

6 地域交流と社会参加

地域の方々とのふれあいは、利用者にとって社会性を育む大きな役割を担っていま

す。そのため、利用者の地域行事への参加や地域の方々に施設行事への参加をお願いし、地域の方々との幅広い交流を進めます。

さらに、地域のボランティアの方々をはじめ、幼児、小・中学生の訪問を積極的に受け入れ、交流を図るとともに、社会福祉に対する理解を深める多くの機会を設け、地域交流を進めます。また、利用者が安心して楽しく行事に参加できるよう感染症対策をし、職員が工夫し新しい取り組みなど検討し実施していきます。

行事等：湘風園さくらまつり、納涼盆踊り大会、敬老会、秋季大運動会、餅つき大会、ふれあい福祉フェスティバル、ゲートボール大会、小出川彼岸花まつり

地域における公益的取り組みについては、契約入所事業を行ってまいります。また、災害時に備えた地域とのコミュニティづくりを進めます。

7 防災対策

防災対策については、茅ヶ崎市消防署の指導と大蔵自治会及び寒川町消防第9分団の協力を得て、避難体制や避難経路等様々な状況を想定し、年3回の避難訓練（総合避難訓練、火災訓練2回）と月1回のシェイクアウトを実施し、職員と利用者の防災意識を高めていきます。なお、防災訓練については、職員が自主的判断で行動できるよう訓練を重ね、災害時に職員誰もが対応できることを目指します。

さらに、災害や事故の被害を最小限にとどめるため、的確な防災活動ができるよう訓練の充実を図り、生命の安全に努めるとともに、日頃の安全管理や必要物品及び備蓄品の確認・補充を行ない、災害時に備えます。また、教育訓練と併せ防災意識の高揚を図ります。

また、大規模な災害発生時に、迅速に安定した施設運営を継続することができるよう、養護老人ホーム湘風園業務継続計画（自然災害対策編）の見直しを行い、現状に合った内容に更新し、職員への周知徹底を図り、年2回の総合訓練と身の周りの物

を活用した処置についての研修を実施し、非常時災害に備えて体制を整えます。

以上

